

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度
(第43期) 自 2020年4月1日
 至 2021年3月31日

株式会社中京医薬品

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

(E03289)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	3
5. 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	5
2. 事業等のリスク	7
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	8
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	24
3. 配当政策	25
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	26
第5 経理の状況	42
1. 財務諸表等	43
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	79

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第43期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	5,867,520	5,493,746	5,255,629	5,166,248	5,827,026
経常利益 (千円)	133,699	72,000	26,272	86,580	238,004
当期純利益 (千円)	49,076	11,614	28,517	10,048	94,568
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	681,012	681,012	681,012	681,012	681,012
発行済株式総数 (千株)	11,660	11,660	11,660	11,660	11,660
純資産額 (千円)	1,847,242	1,828,592	1,822,516	1,796,218	2,446,866
総資産額 (千円)	4,648,809	4,535,600	4,564,912	4,424,744	5,172,576
1株当たり純資産額 (円)	222.58	219.03	217.06	212.77	242.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	7.00 (2.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5.91	1.40	3.41	1.19	10.51
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	10.48
自己資本比率 (%)	39.7	40.3	39.9	40.6	47.3
自己資本利益率 (%)	2.66	0.63	1.56	0.56	4.46
株価収益率 (倍)	48.90	209.29	82.11	566.39	34.16
配当性向 (%)	84.60	357.14	146.63	420.17	66.60
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	144,371	108,872	△131,064	46,671	344,047
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△51,835	7,714	25,745	△43,294	78,805
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△240,999	△137,110	82,525	△68,863	369,163
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	559,273	538,749	515,955	450,469	1,242,485
従業員数 (人) [外、平均臨時雇用者数]	441 [109]	413 [109]	402 [116]	368 [114]	364 [119]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	104.6 (114.7)	107.8 (132.9)	105.0 (126.2)	247.0 (114.2)	137.4 (162.3)
最高株価 (円)	324	310	296	1,342	687
最低株価 (円)	278	280	272	218	337

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高に消費税等は含まれておりません。
3. 第43期を除く各期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第41期の期首から適用しており、第40期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1978年5月	個人業山正家庭薬の業容拡大を一層図るため、配置医薬品の販売を目的として、愛知県半田市龜崎北浦町二丁目15番地の1に、株式会社中京医薬品を設立 医薬品100%自社ブランド化の7ヶ年計画の開始
1979年6月	岐阜県益田郡金山町に飛騨金山営業所を設置し岐阜県に初めて進出
1983年9月	医療品、化粧品、健康食品、日用品等の生活関連商品の販売を開始
1985年2月	配置医薬品販売のフランチャイズ事業を開始
1986年11月	名古屋市中川区に中川営業所を設置
1988年9月	宮崎県都城市に都城営業所を設置し宮崎県に初めて進出
1990年6月	香川県坂出市に坂出営業所を設置し香川県に初めて進出
1990年10月	鹿児島県姶良郡姶良町に姶良営業所を設置し鹿児島県に初めて進出
1990年11月	三重県松阪市に松阪営業所を設置し三重県に初めて進出
1991年5月	大分県大分市に大分営業所を設置し大分県に初めて進出
1991年7月	宝飾品事業を開始
1992年4月	生命保険の募集、損害保険の代理店事業を開始
1993年4月	中京医薬品販売株式会社、三重中京医薬品株式会社を吸収合併（現名古屋東営業所、大垣営業所、四日市営業所）
1997年4月	名古屋市中区に名古屋オフィスを設置
1997年8月	日本証券業協会（店頭市場）に株式を店頭上場
1998年5月	北海道旭川市及び江別市に旭川営業所及び札幌東営業所を設置し北海道に初めて進出 青森県八戸市に八戸営業所を設置し青森県に初めて進出
2000年1月	宮城県名取市に仙台南営業所を設置し宮城県に初めて進出
2000年6月	栃木県宇都宮市に宇都宮営業所を設置し栃木県に初めて進出
2001年10月	福岡県福岡市に福岡東営業所を設置し福岡県に初めて進出
2002年6月	壳水事業を開始
2003年4月	株式会社ユナイテッドデザインを設立（2009年6月清算終了）
2004年7月	新潟県上越市に上越営業所を設置し新潟県に初めて進出
2005年1月	滋賀県米原市に米原営業所を設置し滋賀県に初めて進出
2005年11月	広島県東広島市に東広島営業所を設置し広島県に初めて進出
2006年4月	熊本県人吉市に人吉営業所を設置し熊本県に初めて進出
2006年7月	愛媛県新居浜市に新居浜営業所を設置し愛媛県に初めて進出
2008年11月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ 上場
2010年4月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場
2013年7月	神奈川県川崎市に川崎営業所を設置し神奈川県に初めて進出
2014年3月	壳水事業鈴鹿製造工場を開設
2015年4月	電力媒介事業（ふれあいでんき）を開始
2019年4月	茨城県つくば市につくば営業所を設置し茨城県に初めて進出
2021年4月	

3 【事業の内容】

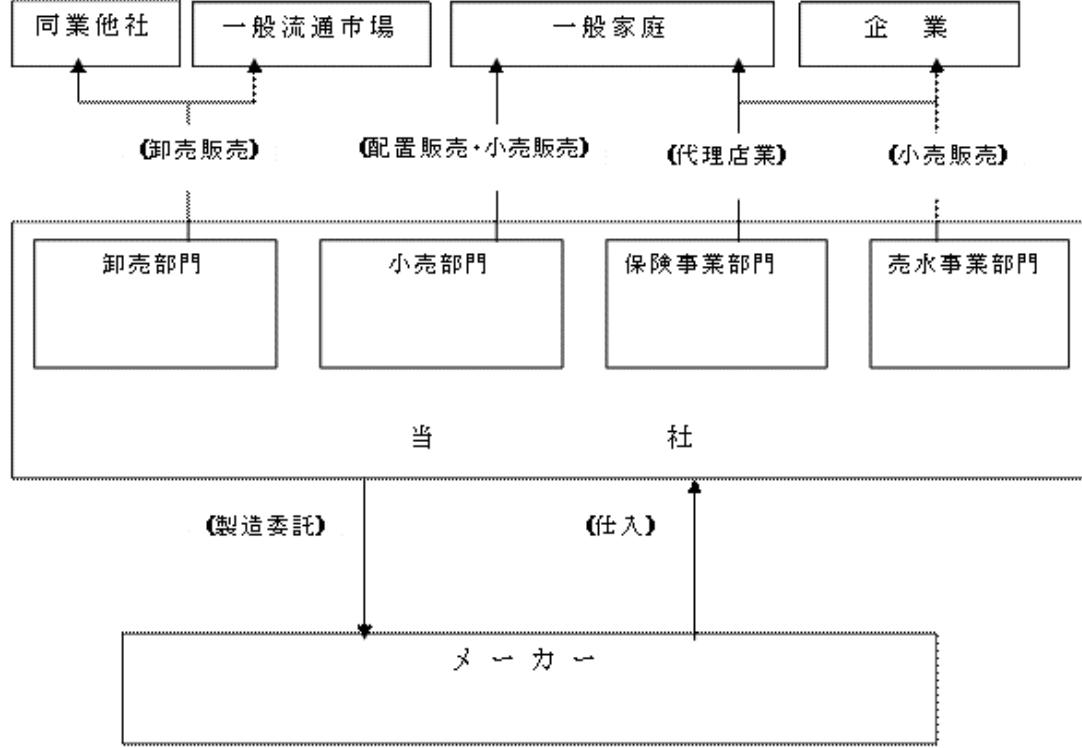
当社では、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品をフランチャイズ加盟店を中心とする同業他社（以下、同業他社という。）や一般流通市場へ卸販売も行っております。このように、当社の販売形態は、家庭医薬品等販売事業において配置販売事業を中心とした小売部門・卸売部門と売水事業部門に区分されております。またほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (1) 家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）…主要な商品は常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・生活流通等であります。
- (2) 売水事業部門…主要な商品はミネラルウォーターの製造販売であります。
- (3) その他…主要な商品は保険商品等であります。

以上の事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。

（事業系統図）



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
364 (119)	41.8	12.6	4,975,045

セグメントの名称	従業員
小売部門	282 (78)
卸売部門	5 (1)
家庭医薬品等販売事業計	287 (79)
売水事業部門	35 (33)
その他	3 (1)
全社（共通）	39 (6)
合計	364 (119)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、ゼンセン同盟中京医薬品労働組合と称し、1995年10月21日に結成され、2021年3月31日現在の組合員数は468名であり、上部団体はU I ゼンセン同盟に所属しております。なお、労使関係は結成以来円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

トータルライフ・ケアの推進

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを、多角的・多面的に推進していきます。

営業員一人ひとりがお客さまの潜在的要要求を的確に把握し、これを商品開発やサービス向上にフィードバックさせることができます。この推進こそが、お客さまとの親密性を増し、信頼の絆を深めます。さらに「中京ファン」を育てていきます。

これらを基本として心の絆を大切にしたヒューマンネットワークを更に広げ、株式会社中京医薬品ならではの「ふれあい業」を充実させ、顧客及び市場からの評価を高め、収益力の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

① 企業理念

健康づくり、幸福づくり、人づくり

② 経営の基本方針

企業理念の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的にトータルライフ・ケアを推進していきます。

③ 経営戦略

企業の持続的成長と企業価値の向上のため事業の成長、経営管理、変化対応力を高め、強い企業体質を作ります。

④ 社員の自律性と行動力の向上

お客さまとの「ふれあい」を深め、取組先との連携を強め、新たなお客さま価値の創造と、事業領域の拡充、収益の増大を図るために、社員の自律性と行動力の向上が必須であります。

⑤ 健康経営

創業70周年をスタート（2020年3月期）にして健康経営を目指す。

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」にもあるようにお客さまの健康づくりは勿論のこと、従業員の健康づくりにも着目し、より良い企業、より良い職場環境を作っていきます。

⑥ 経営基盤の強化

コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（企業統治）を強化します。

売上高のみならず利益、キャッシュ・フローを重視したバランスある事業経営、財務基盤の強化、向上を行います。

⑦ 社会的責務・使命の取組み強化

「きずなASSIST：世界の子供たちに健康と教育を」を更に推進し、地域・社会にも積極的に貢献します。

(3) 経営環境

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令や行動自粛の要請に伴い企業活動が制限され個人消費が著しく低迷するなど影響を大きく受けた1年となりました。4月に発令された緊急事態宣言の解除後は、政府の需要喚起を目的とした「Go To キャンペーン」などの施策により経済活動や個人消費に持ち直しの兆しが見られたものの、11月以降は全国的に感染者数が急増し同宣言が再発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大は今なお終息の見通しが立っておらず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては健康関連商品から化粧品、家庭用品市場までドラッグストア等の実店舗はもとより、各種通信販売企業も相まって市場の競争が激化しています。お客さまにおいても健康意識の高揚と情報の高度化により企業と商品の選別が厳しさを増してきています。また、少子高齢化に伴う労働人口の減少、高齢者継続雇用、東京証券取引所の市場再編、コーポレートガバナンス・コード対応、健康経営・ESG（環境・社会・企業統治）への取り組み、DX（デジタルトランスフォーメーション）など社会・環境の変化への適応が求められています。さらに、終息が今なお見通せない新型コロナウイルス感染症による経済と消費活動の先行き不透明な状況への対応も求められます。新型コロナウイルス感染症に対しては、当社は引き続き厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を行い、平常時と同水準の事業稼働率を維持してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

各事業の優先的に対処すべき課題については次のとおりです。

家庭医薬品等販売事業小売部門(ヘルス・ケア事業)は当社の中核事業であり、営業人員の積極的な採用はもとより、新規出店や新規顧客開拓に注力いたします。ふれあい業の強みを活かしお客さまの声や要望を的確に捉えタイムリーに新商品を投入してまいります。さらに、保険、電力販売、通信販売の各事業に続きストックビジネス事業にも取り組んでまいります。また、業務効率や勤務形態の更なる改善、ITを活用した営業サポートや教育の充実、新商品の開発強化等を図り一人当たりの生産性を高めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、お客さまからは改めて置き薬の利便性が見直しされ必要性が高まりました。そのため営業社員の定期的な訪問によりお客さまの様々なニーズにお応えする健康・衛生関連商品から日用品、食品等の商品をお届けしてまいります。

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)におきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防の意識の定着が見込まれる中、除菌消臭関連商品等の販売強化と共に除菌アルコール商品や夏季・冬季のマスクなどで開拓された取引先との継続取引等に注力いたします。さらに、アフターコロナも見据えた新商品開発による販路拡大を図ってまいります。

売水事業部門(アクアマジック事業)におきましては、ショッピングの新規出店や新規顧客の開拓ならびに配送の効率向上を図ります。ボトル水については自然災害などの防災対策としての備蓄や猛暑、酷暑が続くなかでの熱中症対策としても需要の喚起を促します。また、引き続き代理店や取次店の開拓並びに他企業との事業提携も視野に入れての拡充を図ります。新規取引先が開拓されたアルコール関連商品の販売の強化も引き続き行ってまいります。

以上のように、企業の核心である人の成長と活性化のために「人財」と「健康経営」による2本の柱で経営基盤を更に強化、安定させ、社内プロジェクトや委員会、制度改革等により社会・環境の変化へ適応し期待に応えてまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客さまからの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率を示す1株当たり当期純利益金額、ROE(自己資本利益率)を向上してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 家庭医薬品等販売事業

小売部門について

当社は、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品を同業他社・一般流通市場・フランチャイズ契約を締結した加盟店に対して卸売販売も行っております。また、ほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

当社の配置販売は、いわゆる「富山の薬売り」という伝統的商売形態を踏襲したものであり、一般家庭に救急箱を配置し、後日当社社員が定期的に顧客を訪問し、使用された医薬品等だけを売上とする方法であります。従つて、当社社員の訪問による点検があるまでは、客先に配置された商品は当社の所有する委託商品となりますが、顧客が何時どれだけの商品を消費するかは予測が困難であります。

また、当社は顧客数の拡大と顧客満足の向上を目指し、社員教育や倫理綱領の制定等に全社的に取り組んでおりますが、次のような事象が発生した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

①新規顧客の開拓や開拓した顧客の継続取引としての定着化に遅れが生じた場合

②顧客からのクレームや商品に問題が発生した場合の対応が不適切で、会社の信用低下を招いた場合

③商品の劣化や期限切れが増加した場合

卸売部門について

当社は、取引先から当社に支払われるべき金銭に関し回収のリスクが存在します。当社は、与信および債権管理規程の制定によるリスクの回避を図り、また不良債権に対して引当金を積んでおりますが、取引先が健全な財務状態を維持し、当社に対する債務を履行するという保証はありません。取引先に債務不履行が発生した場合、当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、卸売部門の売上高には直送取引が含まれていますが、直送取引には直接当社の部署を介さずに取引を行うため、積極的な確認や統制が取りにくいためリスクがあります。

(2) 売水事業部門について

当社は、ウォーターサーバーを無料でレンタルし、ミネラルウォーターを販売しております。当社では当該事業において、生産物の徹底的な管理や品質向上をはかっておりますが、万一その生産物や生産プラントに問題が生じた場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 小売部門への依存について

当社の売上高に占める小売部門のセグメント売上高の割合は70.6%となっております。単一事業に対する依存から脱却すべく卸売部門、売水部門の育成に注力してまいりますが、引き続き依存する割合は高く、小売部門の業績の如何により全体の業績に大きな影響を与えることがあります。

(4) 減損会計に関するリスク

当社は、事業の用に供する不動産をはじめとする様々な資産を所有しております。これら資産は、時価の下落や、将来のキャッシュ・インフローの状況により、資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる減損会計の適用を受ける可能性があり、これらは業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制等について

当社は、医薬品の配置販売等を行うことから薬事法等の規制を受けており、下表の各都道府県の許可・登録・届出を必要とします。また、当社の小売販売は訪問販売のシステムを採用することから「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。当社は法的規制等はもとより当社独自の社員教育を徹底し、遵法精神に則った事業展開を行っておりますが、将来これらの規制を遵守できなかった場合、あるいは規制の強化・変更、予測し得ない新たな規制の設定などがあった場合、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

許可・登録・届出の別	有効期限	関連する法令	登録等の交付者
医薬品販売業配置販売業許可	6年	薬事法	愛知県他各都道府県知事
医薬品販売業卸販売業許可	6年	薬事法	愛知県知事
管理医療機器販売業届出	無期限	薬事法	愛知県他各都道府県知事
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	愛知県知事

(6) 個人情報管理について

当社は、顧客に関する個人情報を多数保有しており、個人情報取扱業者に該当します。個人情報保護法施行に伴い、当社では個人情報保護管理規程の整備に努め、従業員の情報管理に関する教育を行う等組織体制の整備と情報管

理の運営に取り組んでおります。しかしながら、万一当社が保有する個人情報が漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等について

当社は中部地区を中心全国展開しておりますが、営業所の集積度の高い中部地方や九州地方で営業所及び顧客に甚大な被害を及ぼす地震等の自然災害が起った場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 感染症発生について

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及び拡大に際して、お客様・従業員の安全を最優先に地域のライフラインとして営業継続するために対応を行いますが、事業を展開している地域や営業所において感染者が発生し営業継続に支障をきたした場合、また、取引先において感染症の影響に伴い人的・物的・財務的要因により弊害が生じ、安定的な商品供給や仕入価格に変動が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出や行動自粛の要請に伴い企業活動が制限され個人消費が著しく低迷するなど影響を大きく受けた1年となりました。4月に発令された緊急事態宣言の解除後は、政府の需要喚起を目的とした「Go To キャンペーン」などの施策により経済活動や個人消費に持ち直しの兆しが見られたものの、11月以降は全国的に感染者数が急増し同宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大は今なお終息の見通しが立っておらず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客様の生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客様や市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体质の強化を図ってまいりました。

また新型コロナウイルス感染拡大による社会の大きな変化に対応し続け、その変化をチャンスにすることことができた一年でした。春先から日本中で感染予防ニーズが一気に高まり、マスクや消毒液が店頭から消えるなど、これまで経験したことのない状況に対し、「お客様を感染から守る」という強い使命感を持ち、当社ならではの取り組みをいたしました。また、新型コロナウイルス感染症の流行禍に対し、当社は厳重な対策と管理統制を実施した上で事業活動を継続し、平常時と同水準の事業稼働率を維持いたしました。

その結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

財政状態につきましては、当事業年度末の総資産は、5,172百万円となり、前事業年度に比べ747百万円増加いたしました。負債の部は2,725百万円となり、前事業年度に比べ97百万円増加いたしました。純資産の部は2,446百万円となり、前事業年度に比べ650百万円増加いたしました。

(経営成績)

当事業年度における経営成績は、売上高は5,827百万円（前期比12.8%増）、営業利益は225百万円（前期比216.8%増）、経常利益は238百万円（前期比174.9%増）、また当期純利益は94百万円（前期比841.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）

小売部門においては、市場で品薄となったマスクや消毒液などの衛生関連商品をタイムリーに提供することで多くのお客様に安心とともに喜びいただきました。さらに、家庭や事業所等での感染予防を啓発するため、非接触型アルコール用ディスペンサーなども提供し好評をいただきました。また、免疫力や健康意識の高揚、感染しにくい身体づくりのニーズが高まり、ふれあい業ならではの強みを活かした提案により健康食品等販売も増加し売上高が増加しました。新型コロナウイルス感染症においては、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動は継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。

卸売部門においては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防に対する意識の高まりによりエアーマスク等の除菌消臭関連商品の販売や、除菌アルコール商品や夏季向けのクールマスク、冬季向けのホットマスクなどタイムリーな新商品投入も行い売上高が増加しました。

その結果、売上高は5,102百万円（前年同期比11.8%増）、セグメント利益174百万円（前年同期比165.0%増）となりました。

②売水事業部門

売水事業部門においては、宅配水の販売と共に、いち早くアルコール消毒液等の販売を営業ルートに乗せることができ、既存のお客さまのみならず、医療機関や公共施設などの新規獲得につながり売上高が増加しました。新型コロナウイルス感染症においては、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動は継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。その結果、売上高は720百万円（前年同期比20.1%増）、セグメント利益50百万円（前年同期比867.6%増）となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次の通りであります。

セグメント別		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前期比 (%)
家庭医薬品等 販売事業	小売部門（千円）	4,115,461	5.6
	卸売部門（千円）	986,799	48.7
	F C向け（千円）	92,514	△5.8
	一般流通市場向け（千円）	894,284	58.2
計（千円）		5,102,260	11.8
売水事業部門（千円）		720,905	20.1
その他（千円）		3,860	13.0
合計（千円）		5,827,026	12.8

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、344百万円（前年同期は46百万円の増加）となりました。これは主に税引前当期純利益204百万円、減価償却費79百万円、賞与引当金の増加額40百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は78百万円（前年同期は43百万円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入91百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、369百万円（前年同期は68百万円の減少）となりました。これは主に新株予約権の行使による自己株式の処分による収入578百万円、長期借入金の返済による支出215百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
売水事業部門（千円）	44,558	100.0	△7.4
合計（千円）	44,558	100.0	△7.4

(注) 金額は、実際製造原価によっております。

②仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
家庭医薬品等販売事業	配置品等			
	常備配置薬 (千円)	145,722	6.4%	7.2
	保健品 (千円)	415,753	18.1%	△8.6
	ドリンク (千円)	207,098	9.1%	△20.3
	小計 (千円)	768,574	33.6%	△9.7
	医療品 (千円)	153,864	6.7%	△2.6
	日用雑貨 (千円)	253,511	11.1%	66.4
	生活流通・その他 (千円)	1,025,496	44.9%	73.4
	計 (千円)	2,201,447	96.3%	25.6
売水事業部門 (千円)		85,122	3.7%	211.4
合計 (千円)		2,286,569	100.0%	28.5

(注) 金額は、仕入価格によっております。

③販売実績

(i) 販売方法

当社は、主として営業員による一般家庭への配置・小売販売と同業他社への卸売販売を行っております。事業のセグメントごとの割合は、次の通りであります。

販売経路		構成比 (%)
		当事業年度
小売部門	[当 社] ————— [ユーザー]	70.6
卸売部門	[当 社] —— [同業他社・一般流通市場] —— [ユーザー]	16.9
家庭医薬品等販売事業計		87.5
売水事業部門	[当 社] ————— [ユーザー]	12.4
その他		0.1
合計		100.0

(ii) 地域別売上高

当事業年度の地域別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりになります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			前期比
	地域	金額(千円)	構成比(%)	
小売部門	本社	53,314	0.9	16.9
	名古屋営業所	81,315	1.4	△2.5
	岡崎営業所	70,993	1.2	10.0
	豊川営業所	49,935	0.9	△2.8
	岩倉営業所	101,928	1.7	2.1
	知立営業所	90,465	1.6	6.0
	半田営業所	137,909	2.3	8.1
	津島営業所	70,777	1.2	0.1
	名古屋東営業所	72,531	1.2	0.2
	豊田営業所	99,432	1.7	6.3
	豊橋営業所	55,684	1.0	7.5
	西尾営業所	45,827	0.8	9.0
	愛知県計	930,116	15.9	4.7
	高山営業所	145,743	2.4	8.1
	飛騨金山営業所	52,532	0.9	14.1
	可児営業所	53,595	0.9	△7.2
	郡上八幡営業所	38,449	0.7	7.1
	中津川営業所	93,973	1.6	15.9
	岐阜東営業所	108,862	1.9	14.1
	大垣営業所	86,319	1.5	3.9
	土岐営業所	47,866	0.8	2.3
	岐阜県計	627,344	10.7	8.0
	松阪営業所	75,579	1.3	△9.1
	四日市営業所	54,229	0.9	△3.4
	津営業所	104,067	1.8	14.1
	鈴鹿営業所	45,541	0.8	△0.9
	伊勢営業所	33,760	0.6	△6.3
	桑名営業所	49,934	0.9	△14.3
	伊賀上野営業所	39,396	0.7	△1.0
	志摩営業所	55,341	0.9	2.5
	三重県計	457,850	7.9	△1.4

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			前期比
	地域	金額(千円)	構成比(%)	
小売部門	旭川営業所	48,857	0.8	16.0
	札幌東営業所	55,755	1.0	16.1
	北海道計	104,612	1.8	16.1
	川崎営業所	27,924	0.5	5.9
	神奈川県計	27,924	0.5	5.9
	上越営業所	41,483	0.7	△16.9
	長岡営業所	29,192	0.5	28.4
	新潟県計	70,675	1.2	△2.7
	長野営業所	110,500	1.9	11.6
	松本営業所	121,823	2.1	3.5
	飯田営業所	54,475	0.9	8.6
	伊那営業所	98,138	1.7	5.0
	上田営業所	75,753	1.3	7.9
	長野県計	460,691	7.9	7.0
	浜松営業所	66,965	1.1	△0.9
	静岡営業所	70,059	1.2	109.7
	焼津営業所	4,514	0.1	△84.4
	掛川営業所	56,551	1.0	10.5
	静岡県計	198,091	3.4	9.4
	彦根営業所	65,533	1.1	△4.1
	守山営業所	58,111	1.0	△3.7
	滋賀県計	123,645	2.1	△3.9
	東広島営業所	67,816	1.2	29.2
	尾道営業所	46,323	0.8	14.4
	広島営業所	6,480	0.1	-
	広島県計	120,620	2.1	△1.2
	坂出営業所	123,339	2.1	6.2
	香川県計	123,339	2.1	6.2
	新居浜営業所	34,373	0.6	22.8
	愛媛県計	34,373	0.6	22.8

セグメント名称		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前期比
	地域	金額(千円)	構成比(%)	比率(%)
小売部門	福岡東営業所	74,138	1.3	0.9
	小倉営業所	49,773	0.8	△8.8
	宗像営業所	44,945	0.8	19.0
	久留米営業所	52,129	0.9	16.2
	福岡県計	220,987	3.8	4.9
	大分営業所	105,493	1.8	4.6
	中津営業所	36,094	0.6	12.9
	大分県計	141,588	2.4	6.6
	人吉営業所	36,850	0.6	△13.3
	熊本営業所	38,786	0.7	18.6
	熊本県計	75,636	1.3	0.6
	都城営業所	84,102	1.4	5.8
	宮崎営業所	78,809	1.4	11.3
	串間営業所	67,982	1.2	13.5
	高鍋営業所	47,030	0.8	16.0
	延岡営業所	46,644	0.8	7.3
	宮崎県計	324,569	5.6	10.3
卸売部門	姶良営業所	73,391	1.3	28.8
	鹿児島県計	73,391	1.3	28.8
計		4,115,461	70.6	5.6
卸売部門	愛知県他	986,799	16.9	48.7
壳水事業部門	愛知県他	720,905	12.4	20.1
報告セグメント計		5,823,165	99.9	12.8
その他	愛知県	3,860	0.1	13.0
合計		5,827,026	100.0	12.8

(iii) 商品別売上高

当事業年度の商品別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
家庭 医 薬 品 等 販 売 事 業	配置品等		
	常備配置薬（千円）	523,620	9.0% △9.1
	保健品（千円）	1,844,568	31.7% 5.4
	ドリンク（千円）	751,415	12.9% 3.8
	小計（千円）	3,119,604	53.6% 2.3
	医療品（千円）	296,996	5.1% △10.0
	日用雑貨（千円）	579,956	9.9% 16.7
	生活流通・その他（千円）	1,105,703	19.0% 61.4
	計（千円）	5,102,260	87.6% 11.8
売水事業部門（千円）	720,905	12.4%	20.1
その他（千円）	3,860	0.0%	13.0
合計（千円）	5,827,026	100.0%	12.8

(iv) 主要顧客別販売実績

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものはありません。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 経営成績等

(a) 財政状態

中期経営計画にある「事業基盤の強化」として配置薬などの委託強化による収益基盤の確立や年間定番商品の安定供給、「成長戦略」として新たな商材（商品・サービス）の開発や販売等に取り組みました。

また少子高齢化に伴う労働人口の減少や国の政策である「働き方改革」の施行により、業務効率や勤務形態の改善を図りました。そのためITを活用した営業サポートや教育、コミュニケーションツール等を強化し一人当たりの生産性の向上に努めました。

企業の核心である人の成長と活性化のために「人財」と「健康経営」による2本の柱で経営基盤を更に強化、安定させ、社内プロジェクトや委員会、制度改革等により社会・環境の変化へ適応し期待に応えてまいります。

その結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(資産合計)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ747百万円増加の5,172百万円（前事業年度末は4,424百万円）となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ868百万円増加の2,956百万円（前事業年度末は2,088百万円）となりました。これは主に現金及び預金の増加784百万円、未収入金の増加74百万円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ120百万円減少の2,215百万円（前事業年度末は2,336百万円）となりました。これは主に土地の減少111百万円によるものであります。

(負債合計)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ97百万円増加の2,725百万円（前事業年度末は2,628百万円）となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ111百万円増加の2,026百万円（前事業年度末は1,915百万円）となりました。これは主に未払法人税等の増加84百万円、電子記録債務の増加30百万円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ14百万円減少の698百万円（前事業年度末は713百万円）となりました。これは主に長期借入金の減少28百万円によるものであります。

(純資産合計)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ650百万円増加の2,446百万円（前事業年度末は1,796百万円）となりました。これは主に自己株式の減少494百万円、その他資本剰余金の増加98百万円によるものであります。

(b) 経営成績

(売上高)

売上高は、前事業年度に比べ12.8%増の5,827百万円となりました。これは主に、家庭医薬品等販売事業（小売部門）において市場で品薄となったマスクや消毒液などの衛生関連商品をタイムリーに提供することで多くのお客様に安心とともににお喜びいただきました。その結果、家庭医薬品等販売事業（小売部門）は前事業年度に比べ5.6%増の4,115百万円、家庭医薬品等販売事業（卸売部門）は前事業年度に比べ48.7%増の986百万円（内、直送取引688百万円）、売水事業部門は前事業年度に比べ20.1%増の720百万円、その他は前事業年度に比べ13.0%増の3百万円となりました。各報告セグメントの外部顧客に対する売上高に占める割合は、家庭医薬品等販売事業（小売部門）が70.6%、家庭医薬品等販売事業（卸売部門）が16.9%、売水事業部門が12.4%となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は売上高の増加により、前事業年度に比べ24.2%増の1,945百万円となりました。

販売費及び一般管理費は賞与引当金繰入額の増加等により、前事業年度に比べ3.6%増の3,655百万円となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(ii) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客様からの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。当事業年度における売上総利益率は66.6%（前事業年度は69.7%）、営業利益率は3.9%（前事業年度は1.4%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率を示す1株当たり当期純利益金額、ROE（自己資本利益率）についても向上してまいります。

(iii) セグメントごとの財政状況及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）)

小売部門においては、市場で品薄となったマスクや消毒液などの衛生関連商品をタイムリーに提供することで多くのお客様に安心とともににお喜びいただきました。さらに、家庭や事業所等での感染予防を啓発するため、非接触型アルコール用ディスペンサーなども提供し好評をいただきました。また、免疫力や健康意識の高揚、感染しにくい身体づくりのニーズが高まり、ふれあい業ならではの強みを活かした提案により健康食品等販売も増加し売上高が増加しました。新型コロナウイルス感染症においては、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動は継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。

卸売部門においては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染症予防に対する意識の高まりによりエアーマスク等の除菌消臭関連商品の販売や、除菌アルコール商品や夏季向けのクールマスク、冬季向けのホットマスクなどタイムリーな新商品投入も行い売上高が増加しました。

その結果、売上高は5,102百万円（前年同期比11.8%増）、セグメント利益174百万円（前年同期比165.0%増）となりました。

セグメント資産は、固定資産の減価償却により、前事業年度末に比べ106百万円減少の1,876百万円となりました。

(売水事業部門)

売水事業部門においては、宅配水の販売と共に、いち早くアルコール消毒液等の販売を営業ルートに乗せることができ、既存のお客さまのみならず、医療機関や公共施設などの新規獲得につながり売上高が増加しました。新型コロナウイルス感染症においては、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動は継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。

その結果、売上高は720百万円（前年同期比20.1%増）、セグメント利益50百万円（前年同期比867.6%増）となりました。

セグメント資産は、リース資産の増加により、前事業年度末に比べ50百万円増加の853百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(i) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(ii) 資本の財源及び資金の流動性

(財務政策)

当社は、運転資金・投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債（主に短期借入金）の調達を実施しております。

長期借入金の調達については、事業計画に基づく資金需要や金利動向等の調達環境、既存借入金の完済時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断して実施して行く事としております。

自己株式については、事業計画の推進状況、当社の業績見通し、株価動向、財政状況及び金融市場環境を総合的に勘案して売出し等を検討して行く事としております。

(資金需要)

当社の資金需要は、営業活動については、販売活動に必要な運転資金（商品仕入及び人件費等）、顧客訪問並びに商談に係る費用、人材獲得に必要な求人費用、事業拠点の賃借料等が主な内容であります。投資活動については、事業拠点の新設・移転に伴う設備投資が主な内容であります。今後も、新たな事業拠点並びに顧客開拓を継続し、将来の成長分野における新規事業への投資も含めて有効な資金の活用を行っていく予定であります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 (1)(財務諸表)(注記事項)」に記載しております。

財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウィルス感染症拡大の当社の会計上の見積りに与える影響については、「第5 経理の状況 (1)(財務諸表)(注記事項)(追加情報)」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の課税所得の見積りに基づいて回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、期末時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、あるいは、仮定に変更が生じ課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産の収益性の低下により、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額について、期末時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、あるいは、仮定に変更が生じ回収可能価額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は61百万円で、主なものは、リース資産（無形）の増加26百万円であります。有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

2 【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額					従業員数 (人)
			土地 (千円)	面積 (m ²)	建物及び構築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (愛知県半田市)	その他	事務所	457,069	6,854	51,781	74,094	582,946	47(8)
半田ウォーターショップ (愛知県半田市)	売水事業部門	工場	95,729	1,893	80,539	7,452	183,721	21(18)
鈴鹿ウォーターショップ (三重県鈴鹿市)	売水事業部門	事務所・工場	76,631	2,769	195,920	18,111	290,663	5(8)
名古屋東営業所・名東ウォーターショップ (愛知県名古屋市守山区)	家庭医薬品等販売事業・売水事業部門	事務所	158,547	1,585	37,768	79	196,395	7(5)
松阪営業所・松阪ウォーターショップ (三重県松阪市)	家庭医薬品等販売事業・売水事業部門	事務所	161,182	1,500	9,632	0	170,814	5(4)
可児営業所 (岐阜県可児市)	家庭医薬品等販売事業	事務所	37,687	1,315	8,436	61	46,185	4(1)
中津川営業所 (岐阜県中津川市)	家庭医薬品等販売事業	事務所	26,697	1,013	14,526	0	41,223	5(1)
大垣営業所 (岐阜県大垣市)	家庭医薬品等販売事業	事務所	80,200	1,326	13,036	0	93,236	5(2)
鈴鹿営業所 (三重県鈴鹿市)	家庭医薬品等販売事業	事務所	75,000	826	9,087	0	84,087	2(2)

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は工具、器具及び備品、機械及び装置、車両運搬具、ソフトウェア、リース資産、水道施設利用権であります。また、帳簿価額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、下記の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料（年額） (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (愛知県半田市)	アクアマジックサーバー (オペレーティング・リース)	一式	5	29,469	81,498

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業績動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次の通りであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,660,734	11,660,734	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	11,660,734	11,660,734	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当事業年度において発行した行使価額修正条項付新株予約権は、以下のとおりであります。

なお、2020年8月24日付にて発行した第1回新株予約権については、2020年11月19日までに新株予約権12,000個全ての行使が完了しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年1月8日取締役会
新株予約権の数 ※	9,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び 数 ※	普通株式 900,000株 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額 ※	当初の行使価額は、394円とする。本新株予約権の行使価額は、割当日の翌営業日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は300円とする。
新株予約権の行使期間 ※	2021年1月26日から2023年1月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 ※	(注) 2. (1) (2)
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 4.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権 1 個の目的である株式の数は、100株とする。
2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第 1 項及び同規程施行規則第436条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等（同規則に定める意味を有する。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせません。また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしております。
4. 割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したもの）を第三者に譲渡することは妨げられません。
5. デリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はありません。
6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第 1 項及び同規程施行規則第436条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等（同規則に定める意味を有する）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させるものとします。
7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
9. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日)	当事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	4,212	16,212
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	421,200	1,621,200
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	328.3	342.3
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	140,278	578,960
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	16,212
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	1,621,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	342.3
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	—	578,960

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2013年3月22日 (注)	875	11,660	150,062	681,012	150,062	424,177

(注) 第三者割当の新株発行による増加であります。

第三者割当 875千株

発行価格 343円

資本組入額 171.5円

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計		
					個人以外	個人				
株主数（人）	1	9	29	48	18	54	9,032	9,191	—	
所有株式数（単元）	5	10,654	3,054	16,501	1,662	257	84,215	116,348	25,934	
所有株式数の割合 (%)	0.00	9.15	2.62	14.18	1.42	0.22	72.38	100.00	—	

(注) 自己株式1,300,764株は「個人その他」に13,007単元及び「単元未満株式の状況」に64株を含めて記載しております。なお、自己株式には、従業員持株会信託口が保有する当社株式47,800株と従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式221,546株を含んでおりません。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社マサユキコーポレーション	愛知県半田市亀崎月見町2丁目58-1	1,445	13.94
山田 正行	愛知県半田市	334	3.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	269	2.59
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目39-10	200	1.93
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	200	1.93
山田 正人	愛知県半田市	145	1.40
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	128	1.23
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19番17号	103	0.99
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	愛知県半田市亀崎北浦町2丁目15番地の1	95	0.92
杉浦 直幸	三重県桑名市	89	0.85
計	—	3,010	29.06

(注) 1. 上記の他、自己株式が1,300千株あります。なお、自己株式には、従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式221千株と従業員持株会信託口が保有する当社株式47千株を含んでおりません。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併により、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,570,000	2,693	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,064,800	100,648	同上
単元未満株式	普通株式 25,934	—	—
発行済株式総数	11,660,734	—	—
総株主の議決権	—	103,341	—

②【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社中京医薬品	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1	1,300,700	269,300	1,570,000	13.4
計	—	1,300,700	269,300	1,570,000	13.4

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12
「従業員向け株式給付」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(役員・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(i) 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実を目的とした「従業員インセンティブ付与型E S O P」（以下、「本スキーム」と呼びます。）を2016年8月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

本スキームは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、本スキームにより、従業員が「持株会きずな会」（以下、「持株会」と呼びます。）を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

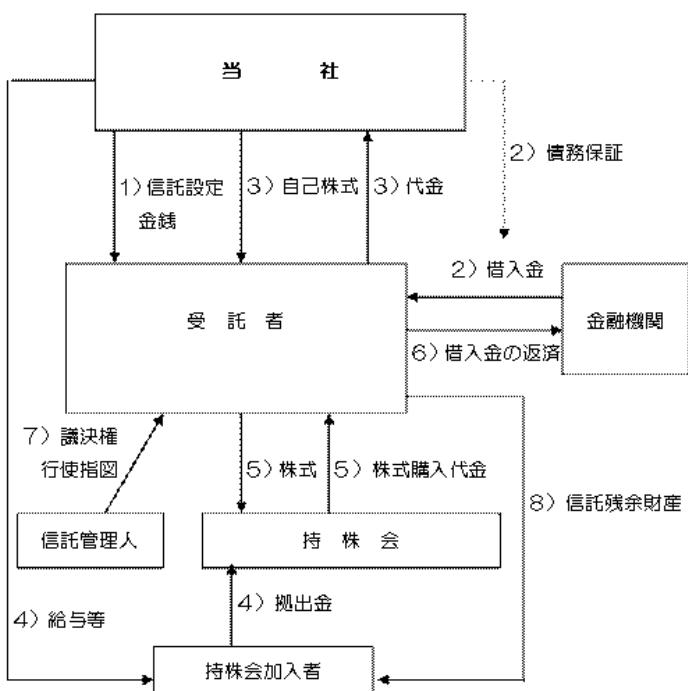
イ. 委託者 当社

ロ. 受託者 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）

ハ. 信託契約日 2016年8月19日

ニ. 信託の期間 2016年8月19日～2021年8月31日

本スキームの概要につきましては、以下のとおりであります。



- 1) 当社が金銭を拠出し受託者（他益信託）を設定します。
- 2) 受託者は、当社による保証の提供等を条件に金融機関より借入れを行います。
- 3) 受託者は、調達した資金で信託期間内に持株会が取得すると見込まれる当社株式を時価で当社から、当社が保有する自己株式を一括購入します。
- 4) 当社持株会加入者は給与等から持株会に株式購入資金を拠出します。
- 5) 持株会は、毎月、受託者から当社株式を時価で購入します。
- 6) 受託者は、持株会への株式売買代金および配当金により借入金の元本・利息を返済します。
- 7) 信託期間を通じ、受益者の代表として選任された信託管理人が議決権行使の指図等を行います。
- 8) 信託終了時に借入金を全額返済した上で、なお、信託内に残余財産がある場合には、予め定められた受益者要件を充足する持株会加入者に対し、残余財産を交付します。

(ii) 役員・従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

240,000株

(iii) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会の会員のうち所定の要件を充足する者

（従業員向け株式給付信託）

(i) 本制度の概要

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意識や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」と呼びます。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(ii) 従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

2016年3月1日付で64,860千円を拠出し、三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が当社株式を230,000株取得しております。

(iii) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	401	170,750
当期間における取得自己株式	24	8,808

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の行使)	1,621,200	—	206,000	—
保有自己株式数	1,300,764	—	1,094,788	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含めておりません。
 2. 当期間におけるその他（新株予約権の行使）には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による株式数は含まれておりません。
 3. 当事業年度及び当期間における保有自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（従業員向け株式給付の信託口と従業員持株会信託口）が保有する当社株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の1つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と純資産配当率等を加味し利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針にしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

このような方針に基づき、当期におきましては、普通配当5円（中間2.5円、期末2.5円）、記念配当2円の配当を実施し通期で7円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大等の投資資金に充当するとともに、今後の販売促進活動に利用して事業拡大に努める所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月13日 取締役会決議	22,263	2.5
2021年6月25日 定時株主総会決議	46,619	4.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「経営理念」を経営の戦略的策定や意思決定の拠り所となる各種活動の基本方針と位置づけております。

また、基本的な価値観や倫理観を共有し、業績に反映させていくための行動規範として「倫理綱領」を制定しております。当社は「経営理念」と「倫理綱領」に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と安全確保、並びに効率経営の実践を推進しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務執行を監督する役割を担っており、社外監査役を2名選任するなど、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。また常勤役員から構成される常務会を設置し、経営全般に関する事項や取締役会に付議する重要議題を協議するなど意思決定の迅速化を進めております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、取締役会、常務会、監査役会等の経営基本に関わるものを経営基本規程、職務分掌及び職務権限等組織に関わるものを組織規程、また個々の業務に関わるものを業務規程とし、社内業務全般にわたる諸規定が整備されております。特に「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職位の責任と権限を明確にするとともに、「稟議規程」を設け重要な案件に関して当社の意思決定の明確化を行っており、法的課題やコンプライアンスなどに関する事象については、必要に応じて顧問弁護士から助言・指導を受けております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は主に監査役及び内部監査室において取締役及び従業員の日常業務を調査監視することによって不正などの摘発や内部牽制をするとともに、摘発された不正は主に取締役及び部門長クラスで組織された賞罰委員会において、適正に報告審議し、内部牽制に活かしております。

また、従来、設置されていた「危機管理委員会」を「コンプライアンス委員会」に変更し、取締役、監査役をはじめ従業員に対する法令遵守意識及び倫理意識の普及、啓発を一層推進し、コンプライアンスの更なる充実を図ることにしております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社においての責任限定契約の内容としましては会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、社外取締役及び各監査役が、その職務の遂行にあたり、期待される役割を充分に發揮できるようにするためにあります。また当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役は120万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。

e. 取締役の定数

当社の取締役の定数は20名以内とする旨定款に定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また累積投票によらないものとする旨を定めております。

④ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年6月26日開催の第41期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。

当社は、2019年5月15日開催の当社取締役会において、この現行プランの基本的考え方を維持し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を発効することといたしました。本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理を行っていますが、基本的なスキームについて現行プランとの変更はございません。また、議案としてお諮りするのは、本プランが株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするためであります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上のため、不適切な支配防止のための取組みとして、本プランは必要であると考えております。

本プランは、2019年6月26日開催の当社第41期定時株主総会にて承認を得ております。

現時点において、当社に対し特定の第三者から大量買付行為（Ⅲ2.（2）において定義されます。以下同じとします。）が行われ、または行われるおそれがあるという事情は認識しておらず、当社による本プランの継続は、いわゆる平時における買収防衛策の継続であります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させていくためには、Ⅱ1. 記載の企業価値の源泉を維持し、向上させることが必要不可欠です。したがって、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に維持・向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えます。また、大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

上記の観点から、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合には、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報および検討期間が与えられた上で、判断を行うことができる体制を確保することが必要であると考えております。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者（Ⅲ2.（1）イにおいて定義されます。以下同じとします。）に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と共に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータル・ライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくれていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける〈CHUKYO SPIRIT〉を發揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入がなされ、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とONE TO ONE マーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化してきています。また、お客さまにおいても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要求も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。更に市場・社会環境は将来にわたる少子高齢化、若年層労働力の不足、女性とアクティブシニアの社会進出の推進、後期高齢者の増加など確実に社会変化が進んでいます。また、国の対策も女性やシニア労働力の積極的推進、消費者保護強化、所得格差の是正、社会保障や国の財源確保など各種法改正が実施されています。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善「みんなが幸せに生きるために、みんなにとって良いもの」による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力をあげマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、第2の収益の柱とすべく邁進していきます。

新中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

1. 企業理念

健康づくり、幸福づくり、人づくり

2. 経営の基本方針

企業理念の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的にトータルライフ・ケアを推進していく。

3. 経営戦略

企業の持続的成長と企業価値の向上のため事業の成長、経営管理、変化対応力を高め、強い企業体質を作る。

4. 社員の自律性と行動力の向上

お客さまとの「ふれあい」を深め、取組先との連携を強め、新たなお客さま価値の創造と、事業領域の拡充、収益の増大を図るために、社員の自律性と行動力の向上が必須である。

5. 健康経営

創業70周年をスタート（初年度）にして健康経営を目指す。

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」にもあるようにお客さまの健康づくりは勿論のこと、従業員の健康づくりにも着目し、より良い企業、より良い職場環境を作っていく。

6. 経営基盤の強化

コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（企業統治）を強化する。

売上高のみならず利益、キャッシュ・フローを重視したバランスある事業経営、財務基盤の強化、向上を行う。

7. 社会的責務・使命の取組み強化

「きずなASSIST：世界の子供たちに健康と教育を」を更に推進し、地域・社会にも積極的に貢献する。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されるることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能

性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の本プランを導入することを決定いたしました。2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2. (4) において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記①および②について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社は、この勧告の内容を公表するものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとすることにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、本プランの独立委員会は、当社の社外取締役1名、社外監査役1名および社外有識者1名により構成されております。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等^[1]に関する特定の株主の株券等保有割合^[2]が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得^[3]

②当社が発行者である株券等^[4]に関する特定の株主の株券等所有割合^[5]とその特別関係者^[6]の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得^[7]

③当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者^[8]に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もししくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^[9]を樹立する行為^[10]（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。

- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。
- 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。
- 9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティーズや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 10 当該行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる判断に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株券等の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤ 取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの処遇方針
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、当社は、大量買付行為の提案があった事実について速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることができます。

なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社は、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客觀性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客觀性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業機密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告することができます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次のa. からd. までに掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
 - a. 当社株式を買い占め、その当社株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合

- ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置の発動または不発動の決議がなされた場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

二. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権行使することができないものとする。

① 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。

② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。）

なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。)。

③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかつた者を除く。)。

ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

チ. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」といいます。)をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

a. 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。

b. 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかつた者を除く。)。

③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合(ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項b.に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。)には、取得日より後の日であつて取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

④ ①項ないし③項に定めるほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、2022年6月の定期株主総会の終結の時までであります。

ただし、有効期間の満了前であつても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得て、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を毀損するものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則・事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足するとともに、株式会社東京証券取引所（JASDAQ市場）の定める「企業行動規範に関する規則」第11条に準拠しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、Ⅲ3.記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ2.(6)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ. 外部専門家等の意見の取得

Ⅲ2.(5)に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅲ3.に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または經濟的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価

として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせ致します。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当された当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	山田 正行	1945年2月26日生	1969年3月 三重中京医薬品株式会社代表取締役社長 1978年5月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼配置営業統括本部長 2011年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 3	334
代表取締役 社長兼事業統括本部長	米津 秀二	1964年3月16日生	1987年2月 三重中京医薬品株式会社入社 1990年11月 当社入社 2006年4月 当社商品企画部長 2008年4月 当社配置営業部長 2008年10月 当社執行役員配置営業部長 2010年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 2011年6月 当社取締役配置営業統括本部長 2012年1月 当社取締役営業統括本部長 2012年2月 当社取締役営業統括本部長兼商品部長 2013年4月 当社取締役事業統括本部長兼アクマジック事業部長 2015年10月 当社取締役事業統括副本部長兼アクマジック事業部長 2017年4月 当社取締役事業統括副本部長 2019年4月 当社取締役事業統括本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業統括本部長 (現任)	(注) 3	10
取締役 コーポレート本部長兼システム部長	飯田 亨	1963年9月1日生	1988年5月 当社入社 2008年10月 当社執行役員管理統括本部長兼システム部長 2009年6月 当社取締役管理統括本部長兼システム部長 2013年4月 当社取締役コーポレート本部長兼システム部長 (現任)	(注) 3	10
取締役 海外事業担当 兼アクアマジック事業部部長	岩崎 雷凱	1961年3月23日生	2000年1月 当社入社 2009年10月 当社執行役員商品企画部長 2012年6月 当社執行役員商品部長 2012年10月 当社執行役員営業統括副本部長兼M I商品部長 2013年6月 当社取締役事業統括副本部長兼M I商品部長 2016年4月 当社取締役事業統括副本部長兼商品部長 2019年10月 当社取締役海外事業担当兼アクアマジック事業部部長 (現任)	(注) 3	1
取締役	渡邊 明	1946年1月14日生	1978年12月 札幌学院大学助教授 1988年4月 四日市大学経済学部教授 1993年4月 埼玉大学経済学部教授 1998年4月 三重大学人文学部教授 2000年4月 三重県三重ブランド選定委員会委員長 2007年4月 中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 2009年5月 三重大学名誉教授 (現任) 2011年4月 福山市立大学都市経済学部教授 2011年4月 埼玉大学名誉教授 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	今枝 なほみ	1959年5月22日生	2011年7月 岡崎税務署副署長 2013年7月 名古屋中村税務署副署長 2014年7月 名古屋国税局総務部営繕管理官 2016年7月 名古屋国税局総務部会計課長 2017年7月 豊田税務署長 2018年7月 税務大学校名古屋研修所長 2019年7月 半田税務署長 2020年7月 半田税務署長退職 2021年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	中井 徹	1962年4月23日生	1987年5月 当社入社 2008年5月 当社経理部長 2008年5月 当社執行役員コーポレート本部副 本部長兼財務部長 2021年6月 当社監査役（現任）	(注) 4	14
監査役	吉田 和永	1975年9月26日生	2006年10月 弁護士登録 住田正夫法律事務所入所 2008年6月 当社社外監査役（現任） 2017年12月 住田正夫法律事務所退所 2018年1月 ジーニアル総合法律事務所設立 (現任)	(注) 4	—
監査役	杉山 彰洋	1954年1月28日生	1980年9月 公認会計士登録 2007年7月 みすゞ監査法人（旧扶桑監査法 人）退所 2007年8月 あづさ監査法人入所 2011年6月 あづさ監査法人退所 2014年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	7
計					379

(注) 1. 取締役渡邊明、取締役今枝なほみは、社外取締役であります。

2. 吉田和永、杉山彰洋は、社外監査役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。
執行役員は1名で、マーケティング企画部部長・山本博己で構成されております。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役2名及び社外監査役2名であります。

社外取締役渡邊明氏は、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、マーケティングを中心に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しているものであります。

社外取締役今枝なほみ氏は、長年の国税局・税務署での要職を歴任したことによる幅広い見識と経験を有し、さらに女性視点、消費者視点からも有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しているものであります。

社外監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士としての経験より幅広い知識と見識を有し、財務や会計のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、取引関係はありません。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は、「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載の通りであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。また監査役が適宜取締役との面談等を通じ取締役の職務執行を監督する役割を担っており、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。社外監査役は監査役会に出席すると共に、監査法人からの会計監査に関する報告会などに出席し、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制システムの整備、運用に関する情報を交換し有機的に連携しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、コーポレートガバナンスの強化を図り、コンプライアンスの徹底等に努めています。また、社外取締役は、(3)監査の状況①監査役監査の状況に記載しているとおり、監査役との連携を図っております。社外監査役は、(3)監査の状況②内部監査の状況に記載しているとおり、内部監査及び会計監査との連携を図っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名であります。常勤監査役が取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施し、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保しております。

なお、常勤監査役金澤光二は、1975年12月から2013年6月まで当社の本社管理部門に在籍し、長年にわたり本社業務に従事し、また、外部監査役杉山彰洋は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
金澤 光二	15回	15回
吉田 和永	15回	14回
杉山 彰洋	15回	15回

監査役会における主な検討事項として、取締役会への提出議案及びその関連書類、監査項目の監査状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の相当性等について検討しております。

常勤監査役の活動として、取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施しています。また、取締役会への出席や社内の重要会議にも積極的に参加し、助言・提言を行っております。その内容等を監査役会に報告することにより、法令及び定款違反、又は著しく不当な事項がないかなどについて監査しております。

さらに、監査役と社外取締役とは、隨時に会合を持ち、業務執行の監督又は監査が効率的かつ効果的に実施されるように意見・情報交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査室は2名であります。当社内の各部署における部署内及び部署間、運用状況を内部監査規程に従い監査し、監査役に対しても監査内容について報告し、監査の有効性を高めております。また会計監査につきましては、監査役、内部監査担当者とも情報を交換することで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あづさ監査法人

b. 繼続監査期間

14年間

c. 業務を執行した公認会計士

加藤 浩幸

山田 昌紀

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人に対する選定に際しては、監査法人の独立性や信頼性等、監査の品質基準の他、当社の規模や業務の特性等、当社の基準に適合しうる監査体制等の状況を評価した上で、当該監査法人による具体的な監査計画、監査報酬等の妥当性を総合的に勘案し、取締役会で協議の上選定することとしております。

監査法人の解任または不再任にあたっては、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続に従い、会計監査人の解任または不再任の手続を行い、この場合、監査役会が選定した監査役は解任または不再任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任または不再任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会で定める「監査役監査基準」の会計監査人の選任等の手順に基づき、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性などが適切であるかについて判断、評価するものであります。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	—	20,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

特記すべき事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査法人に対する監査報酬については、当社の規模や業務の特性を踏まえた監査計画に基づく監査日数等の要素を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人より提示された監査計画（監査範囲・内容・日数等）及び監査報酬見積資料などを精査した結果、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして充分に機能するよう、また役員の役割および職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内にて、取締役会で決定しております。個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長山田正行がその具体的な内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。委託した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためあります。

監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を、株主総会において承認された報酬限度額の範囲にて、監査役会で協議により決定しております。

役員報酬の限度額につきましては、2009年6月23日開催の定時株主総会決議により取締役は年額5億円、監査役は年額5,000万円であります。2021年6月25日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は、3名であります。

社内の取締役に対する報酬は、(イ)月例固定報酬(ロ)短期インセンティブを与える目的の賞与及び(ハ)中長期インセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成しております。

(イ)月例固定報酬

役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して金額を決定するものとします。

(ロ)賞与

当社の業績に応じて決定しております。賞与算出の基準とする重要指標は、企業の成長度や生産性向上を計るものとして、公表当期純利益としております。各取締役への賞与を算定する前提としての目標値は設定せず、役位毎の基準額に、実績値に応じた係数を乗じて算出するものとします。

(ハ)株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために、譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎の基準額に応じた係数を乗じて算出し、取締役会にて決定するものとします。

また、社外取締役ならびに監査役に対する報酬は月例固定報酬としております。

なお、当事業年度の取締役会において、取締役会に対する報酬について審議・決定いたしました。監査役の報酬については、監査役会の協議により個別の月例固定報酬として決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	91,845	91,845	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	8,400	8,400	—	—	1
社外役員	5,760	5,760	—	—	3

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

2. 当社は、2013年6月21日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 取締役の報酬のうち賞与につきましては該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否かを検証し、保有の継続性を判断しています。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数、貸借対照表計上額の合計

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	2,500
非上場株式以外の株式	4	21,614

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	2,081

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）		
株式会社三井UFJフィナンシャル・グループ	23,130	23,130	主要取引金融機関として、資金借入取引における関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は記載が困難ですが、保有の合理性は、保有の意義、経済合理性、取引状況等を勘案し検証しております。	有
	13,686	9,321		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,000	1,000	主要取引金融機関として、資金借入取引における関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は記載が困難ですが、保有の合理性は、保有の意義、経済合理性、取引状況等を勘案し検証しております。	有
	4,007	2,623		
株式会社名古屋銀行	1,000	1,000	主要取引金融機関として、資金借入取引における関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は記載が困難ですが、保有の合理性は、保有の意義、経済合理性、取引状況等を勘案し検証しております。	有
	3,150	2,614		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	200	200	主要取引金融機関として、資金借入取引における関係の維持・強化を図るため。定量的な保有効果は記載が困難ですが、保有の合理性は、保有の意義、経済合理性、取引状況等を勘案し検証しております。	有
	771	624		
株式会社愛知銀行	—	550	中部地区に所在する企業の情報収集のため、保有しておりました。	無
	—	1,746		
株式会社SUBARU	—	170	小売部門の取引先であり、安定的な取引関係の維持・強化を図るため、保有しておりました。	無
	—	352		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容をセミナー、専門誌及び書籍等で適時に把握し、適切な対応が可能となるようにしております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	673,300	1,457,724
受取手形	40,430	13,499
電子記録債権	36,210	32,469
売掛金	373,328	376,239
商品及び製品	477,098	462,286
委託商品	※3 376,167	※3 414,121
仕掛品	105	98
原材料及び貯蔵品	22,774	49,998
前渡金	7,504	4,656
前払費用	30,560	31,228
未収入金	35,599	110,305
その他	20,426	10,170
貸倒引当金	△5,505	△6,050
流動資産合計	<u>2,088,001</u>	<u>2,956,746</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 502,721	※2 481,346
構築物（純額）	14,400	12,543
機械及び装置（純額）	27,510	20,817
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	3,043	1,892
土地	※2 1,310,379	※2 1,198,806
リース資産（純額）	6,455	15,105
有形固定資産合計	<u>※1 1,864,511</u>	<u>※1 1,730,512</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	4,550	3,210
リース資産	64,655	58,095
水道施設利用権	1,400	1,170
電話加入権	6,750	6,606
無形固定資産合計	<u>77,356</u>	<u>69,083</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	25,018	29,886
出資金	900	900
長期貸付金	1,041	0
保険積立金	138,807	141,031
差入保証金	76,053	75,775
長期前払費用	5,023	3,287
前払年金費用	103,120	105,551
繰延税金資産	44,920	59,803
その他	4,335	3,985
貸倒引当金	△4,346	△3,985
投資その他の資産合計	<u>394,875</u>	<u>416,234</u>
固定資産合計	<u>2,336,743</u>	<u>2,215,829</u>
資産合計	<u>4,424,744</u>	<u>5,172,576</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	158,355	179,645
電子記録債務	104,957	135,674
買掛金	132,299	115,094
短期借入金	830,000	710,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 180,300	※2 193,974
リース債務	31,123	20,297
未払金	45,511	57,026
未払費用	191,945	201,475
未払法人税等	32,801	117,422
未払消費税等	33,063	58,394
前受金	579	404
預り金	29,955	29,332
賞与引当金	122,220	162,270
返品引当金	9,557	11,527
その他	12,593	34,177
流動負債合計	<u>1,915,263</u>	<u>2,026,715</u>
固定負債		
長期借入金	※2 330,640	※2 301,746
リース債務	20,901	35,978
退職給付引当金	154,297	149,413
株式給付引当金	22,224	27,232
長期預り保証金	2,322	1,690
資産除去債務	4,758	4,812
長期未払金	178,120	178,120
固定負債合計	<u>713,263</u>	<u>698,994</u>
負債合計	<u>2,628,526</u>	<u>2,725,709</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,012	681,012
資本剰余金		
資本準備金	424,177	424,177
その他資本剰余金	0	98,394
資本剰余金合計	<u>424,177</u>	<u>522,571</u>
利益剰余金		
利益準備金	64,585	64,585
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	56,913	56,913
別途積立金	727,610	727,610
繰越利益剰余金	804,789	855,246
利益剰余金合計	<u>1,653,898</u>	<u>1,704,355</u>
自己株式	△960,331	△466,218
株主資本合計	<u>1,798,756</u>	<u>2,441,721</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,538	3,708
評価・換算差額等合計	<u>△2,538</u>	<u>3,708</u>
新株予約権	—	1,436
純資産合計	<u>1,796,218</u>	<u>2,446,866</u>
負債純資産合計	<u>4,424,744</u>	<u>5,172,576</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	5,166,248	5,827,026
売上原価		
期首商品・委託商品・製品たな御高	854,627	855,233
当期商品仕入高	1,779,740	2,286,569
当期製品製造原価	48,134	44,558
合計	2,682,502	3,186,361
他勘定振替高	※1 250,202	※1 363,954
期末商品・委託商品・製品たな御高	※2 855,233	※2 878,571
商品・委託商品・製品売上原価	1,577,066	1,943,835
返品引当金戻入額	19,809	9,557
返品引当金繰入額	9,557	11,527
売上原価合計	1,566,814	1,945,805
売上総利益	3,599,434	3,881,221
販売費及び一般管理費		
販売促進費	55,172	61,108
広告宣伝費	8,604	8,866
貸倒引当金繰入額	5,257	2,853
役員報酬	110,624	106,005
給料及び手当	1,664,952	1,664,574
賞与引当金繰入額	122,220	162,270
福利厚生費	322,879	328,290
退職給付費用	37,519	37,438
旅費及び交通費	86,107	60,006
通信費	31,475	37,915
交際接待費	4,227	1,949
減価償却費	69,535	65,572
賃借料	330,925	333,546
車輌運行費	118,961	110,397
その他	559,779	674,852
販売費及び一般管理費合計	3,528,240	3,655,646
営業利益	71,193	225,575
営業外収益		
受取利息	110	48
受取配当金	1,008	1,018
受取家賃	12,217	12,235
事故保険金	1,571	2,220
その他	5,148	7,870
営業外収益合計	20,056	23,392

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外費用		
支払利息	4,669	4,486
新株予約権発行費	—	6,476
その他	0	0
営業外費用合計	<u>4,669</u>	<u>10,963</u>
経常利益	86,580	238,004
特別損失		
固定資産除売却損	※3 434	※3 143
投資有価証券売却損	—	723
減損損失	※4 9,024	※4 33,084
特別損失合計	<u>9,459</u>	<u>33,950</u>
税引前当期純利益	77,121	204,053
法人税、住民税及び事業税	46,473	125,769
法人税等調整額	20,598	△16,283
法人税等合計	<u>67,072</u>	<u>109,485</u>
当期純利益	10,048	94,568

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		26,332	54.7	24,827	55.7
II 労務費		4,534	9.4	4,588	10.3
III 経費 (減価償却費)		17,264 (15,677)	35.9	15,134 (13,553)	34.0
当期総製造費用		48,130	100.0	44,550	100.0
期首仕掛品棚卸高		110		105	
合計		48,240		44,656	
期末仕掛品棚卸高		105		98	
当期製品製造原価		48,134		44,558	

(注) 原価計算の方法

原価計算の方法は、単純実際総合原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本剩余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剩余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計	
当期首残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	838,440	1,687,549
当期変動額									
剰余金の配当								△43,699	△43,699
当期純利益								10,048	10,048
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△33,651	△33,651
当期末残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	804,789	1,653,898

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△972,859	1,819,879	2,636	2,636	1,822,516
当期変動額					
剰余金の配当		△43,699			△43,699
当期純利益		10,048			10,048
自己株式の取得	△564	△564			△564
自己株式の処分	13,092	13,092			13,092
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△5,175	△5,175	△5,175
当期変動額合計	12,527	△21,123	△5,175	△5,175	△26,298
当期末残高	△960,331	1,798,756	△2,538	△2,538	1,796,218

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	804,789	1,653,898
当期変動額									
剰余金の配当								△44,111	△44,111
当期純利益								94,568	94,568
自己株式の取得									
自己株式の処分			98,394	98,394					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	98,394	98,394	—	—	—	50,456	50,456
当期末残高	681,012	424,177	98,394	522,571	64,585	56,913	727,610	855,246	1,704,355

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△960,331	1,798,756	△2,538	△2,538	—	1,796,218
当期変動額						
剰余金の配当		△44,111				△44,111
当期純利益		94,568				94,568
自己株式の取得	△170	△170				△170
自己株式の処分	494,284	592,678				592,678
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6,246	6,246	1,436	7,683
当期変動額合計	494,113	642,965	6,246	6,246	1,436	650,648
当期末残高	△466,218	2,441,721	3,708	3,708	1,436	2,446,866

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	77,121	204,053
減価償却費	85,228	79,140
減損損失	9,024	33,084
固定資産除売却損益（△は益）	434	143
貸倒引当金の増減額（△は減少）	676	184
退職給付引当金の増減額（△は減少）	4,170	△4,883
株式給付引当金の増減額（△は減少）	5,519	5,008
賞与引当金の増減額（△は減少）	13,470	40,050
受取利息及び受取配当金	△1,119	△1,066
投資有価証券売却損益（△は益）	—	723
支払利息	4,669	4,486
新株予約権発行費	—	6,476
売上債権の増減額（△は増加）	△13,290	27,761
たな卸資産の増減額（△は増加）	14,558	△50,358
仕入債務の増減額（△は減少）	32,888	34,802
未払費用の増減額（△は減少）	△30,167	9,529
その他	△47,862	7,221
小計	155,321	396,357
利息及び配当金の受取額	1,094	1,041
利息の支払額	△4,669	△4,486
役員退職慰労金の支払額	△54,600	—
法人税等の支払額	△50,475	△48,864
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,671	344,047
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100,351	△33,217
定期預金の払戻による収入	97,940	40,810
有形固定資産の取得による支出	△20,051	△22,333
無形固定資産の取得による支出	△610	—
有形固定資産の売却による収入	—	91,799
投資有価証券の売却による収入	—	2,081
貸付金の回収による収入	3,799	1,541
保険積立金の積立による支出	△22,090	△2,223
その他	△1,929	347
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,294	78,805
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△180,000	△120,000
長期借入れによる収入	400,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△218,280	△215,220
リース債務の返済による支出	△39,458	△39,266
自己株式の取得による支出	△564	△170
自己株式の売却による収入	13,092	7,834
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	—	578,960
新株予約権の発行による収入	—	7,320
新株予約権の発行による支出	—	△6,476
配当金の支払額	△43,651	△43,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,863	369,163
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△65,486	792,016
現金及び現金同等物の期首残高	515,955	450,469
現金及び現金同等物の期末残高	※1 450,469	※1 1,242,485

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。

5. 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表への影響として、当社では主に配置薬等販売に係る収益の認識時点を変更する予定です。この変更による営業利益への影響は僅少である見込みです。なお、当該変更が財務諸表へ与える影響額については現時点で精査中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実を目的とした「従業員インセンティブ付与型E S O P」を2016年8月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

「従業員インセンティブ付与型E S O P」は、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、「従業員インセンティブ付与型E S O P」により、従業員が「持株会きずな会」を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度20,288千円、72,200株、当事業年度13,431千円、47,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末20,566千円、当事業年度末10,636千円

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度63,454千円、225,016株、当事業年度62,475千円、221,546株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関して、当社は現時点では、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と同水準の稼働率を維持しております。本感染症は、2021年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しております。しかし、当事業年度の末日現在において社会・経済活動が回復するまでに至っていないため、先行きの正確な見通しは困難ではあるものの、2022年3月期中に概ね収束し、収束後に経済も徐々に回復していくと仮定しております。このような仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損などの会計上の見積りを行っておりますが、本感染症の当社の会計上の見積りに与える影響は軽微であります。ただし、事業を展開している地域や営業所において感染者が発生し営業継続に支障をきたした場合、また、取引先において感染症の影響に伴い人的・物的・財務的要因により弊害が生じ、安定的な商品供給や仕入価格に変動が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,041,000千円	1,009,179千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	303,348千円	278,898千円
土地	955,805	844,232
計	1,259,154	1,123,131

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	126,636千円	110,030千円
長期借入金	260,060	150,030
計	386,696	260,060

※3 一般家庭への配置商品であります。

(損益計算書関係)

※1 販売促進費、営業資材費等の費用に振り替えたものであります。

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
△4,166千円	75千円

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物 33千円	一千円
電話加入権 400	143
計 434	143

※4 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場所	用途	種類
飛騨金山営業所他4営業所	事業用資産	建物、建物付属設備、構築物、工具、器具及び備品、土地

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類
可児営業所他5営業所	事業用資産	建物、建物付属設備、構築物、機械装置、工具、器具及び備品、土地

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物 3,625千円	10,562千円
建物付属設備 2,520	4
構築物 0	0
機械装置 一	25
工具、器具及び備品 107	179
土地 2,770	22,312
計 9,024	33,084

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基に算定した金額によっております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式（注）	3,264,469	892	46,582	3,218,779
合計	3,264,469	892	46,582	3,218,779

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式（当事業年度期首116,000株、当事業年度末72,200株）と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首227,798株、当事業年度末225,016株）が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加892株は、単元未満株式の買取による増加892株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少46,582株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少43,800株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少2,782株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会（注）	普通株式	21,850	2.5	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月11日 取締役会（注）	普通株式	21,849	2.5	2019年9月30日	2019年12月10日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金859千円（従業員持株会信託口290千円、従業員向け株式給付信託口569千円）（2019年3月31日基準日）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金797千円（従業員持株会信託口232千円、従業員向け株式給付信託口564千円）（2019年9月30日基準日）を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会（注）	普通株式	21,847	利益剰余金	2.5	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金743千円（従業員持株会信託口180千円、従業員向け株式給付信託口562千円）を含んでおります。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式（注）	3,218,779	401	1,649,070	1,570,110
合計	3,218,779	401	1,649,070	1,570,110

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式（当事業年度期首72,200株、当事業年度末47,800株）と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首225,016株、当事業年度末221,546株）が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加401株は、単元未満株式の買取による増加401株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少1,649,070株は第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の行使による減少1,621,200株、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少24,400株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少3,470株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2020年新株予約権 (注) 1. 2	普通株式	—	1,200,000	1,200,000	—	—
	2021年新株予約権 (注) 1. 2	普通株式	—	900,000	421,200	478,800	1,436
合計		—	—	2,100,000	1,621,200	478,800	1,436

(注) 1. 当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会（注）	普通株式	21,847	2.5	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月13日 取締役会（注）	普通株式	22,263	2.5	2020年9月30日	2020年12月10日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金743千円（従業員持株会信託口180千円、従業員向け株式給付信託口562千円）（2020年3月31日基準日）及び株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口）に対する配当金709千円（従業員持株会信託口152千円、従業員向け株式給付信託口557千円）

（2020年9月30日基準日）を含んでおります。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併により、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会（注）	普通株式	46,619	利益剰余金	4.5	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金1,212千円（従業員持株会信託口215千円、従業員向け株式給付信託口996千円）を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	673,300千円	1,457,724千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△222,831	△215,238
現金及び現金同等物	450,469	1,242,485

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	6,767千円	39,561千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として売水事業部門における倉庫設備（建物）であります。

(イ) 無形固定資産

主として小売部門における基幹システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	25,968	29,469
1年超	61,635	52,028
合計	87,603	81,498

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいもの及び時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	673,300	673,300	—
(2) 受取手形	40,430	40,430	—
(3) 売掛金	373,328	373,328	—
(4) 投資有価証券	22,518	22,518	—
資産計	1,109,577	1,109,577	—
(5) 支払手形	158,355	158,355	—
(6) 電子記録債務	104,957	104,957	—
(7) 買掛金	132,299	132,299	—
(8) 短期借入金	830,000	830,000	—
(9)長期借入金(※1)	510,940	510,913	△26
負債計	1,736,552	1,736,525	△26

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,457,724	1,457,724	—
(2) 受取手形	13,499	13,499	—
(3) 売掛金	376,239	376,239	—
(4) 投資有価証券	27,386	27,386	—
資産計	1,874,849	1,874,849	—
(5) 支払手形	179,645	179,645	—
(6) 電子記録債務	135,674	135,674	—
(7) 買掛金	115,094	115,094	—
(8) 短期借入金	710,000	710,000	—
(9)長期借入金(※1)	495,720	495,720	—
負債計	1,636,134	1,636,134	—

(※1)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によつております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (5) 支払手形 (6) 電子記録債務 (7) 買掛金 (8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によつております。

- (9) 長期借入金

変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行つた場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非上場株式（※1）	2,500	2,500

（※1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の

「(4) 投資有価証券」に含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	673,300	—	—	—
受取手形	40,430	—	—	—
売掛金	373,328	—	—	—
合計	1,087,059	—	—	—

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,457,724	—	—	—
受取手形	13,499	—	—	—
売掛金	376,239	—	—	—
合計	1,847,462	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	830,000	—	—	—	—	—
長期借入金	180,300	163,920	76,678	59,988	30,054	—

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	710,000	—	—	—	—	—
長期借入金	193,974	116,662	99,972	70,038	15,074	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式	977	546	430
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	4,688	4,675	12
	計	5,665	5,222	443
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	16,304	19,369	△3,065
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	548	654	△105
	計	16,853	20,024	△3,170
合計		22,518	25,246	△2,727

当事業年度（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式	21,614	17,111	4,502
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	5,771	5,354	416
	計	27,386	22,466	4,919
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	計	—	—	—
合計		27,386	22,466	4,919

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	2,081	—	723
合計	2,081	—	723

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用）を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	554,258千円	560,101千円
勤務費用	35,030	33,183
利息費用	2,771	2,785
数理計算上の差異の発生額	415	14,857
退職給付の支払額	△32,374	△57,113
退職給付債務の期末残高	560,101	553,814

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	454,896千円	457,619千円
期待運用収益	13,328	12,126
数理計算上の差異の発生額	△17,674	△2,577
事業主からの拠出額	28,547	26,642
退職給付の支払額	△21,478	△39,004
年金資産の期末残高	457,619	454,808

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	396,237千円	393,541千円
年金資産	△457,619	△454,808
	△61,382	△61,267
非積立型制度の退職給付債務	163,863	160,273
未積立退職給付債務	102,481	99,006
未認識数理計算上の差異	△51,305	△55,143
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,176	43,862
退職給付引当金	154,297	149,413
前払年金費用	△103,120	△105,551
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,176	43,862

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	35,030千円	33,183千円
利息費用	2,771	2,785
期待運用収益	△13,328	△12,126
数理計算上の差異の費用処理額	13,045	13,595
確定給付制度に係る退職給付費用	37,519	37,438

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
債券	54.8%	47.2%
株式	4.5	12.6
生命保険一般勘定	40.7	40.2
合計	100.0	100.0

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用收益率	2.65%	2.65%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税等	3,315千円	7,420千円
賞与引当金	37,350	49,589
返品引当金	2,920	3,522
退職給付引当金	15,639	13,404
株式給付引当金	6,791	8,322
長期未払金	54,433	54,433
貸倒引当金	3,010	3,067
減損損失	14,611	22,932
商品評価減	39	62
その他有価証券評価差額金	189	—
その他	17,786	18,672
繰延税金資産小計	156,088	181,427
評価性引当額	△86,120	△95,366
繰延税金資産計	69,967	86,061
(繰延税金負債)		
圧縮記帳積立金	△25,047千円	△25,047千円
その他有価証券評価差額金	—	△1,211
繰延税金負債計	△25,047	△26,258
(繰延税金資産の純額)	44,920千円	59,803千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等社外流出	1.5	0.2
住民税均等割等	49.0	18.5
評価性引当額	5.9	4.7
その他	△0.0	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	87.0	53.6

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業所建物の定期借地契約に関する原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から郡上八幡営業所を15年、飛騨古川営業所を30年と見積り、割引率は国債利回りを参考に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	4,704千円	4,758千円
時の経過による調整額	53	54
期末残高	4,758	4,812

(賃貸等不動産関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に業務別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「小売部門」、「卸売部門」及び「売水事業部門」の3つを報告セグメントとしております。

「小売部門」は、営業員による一般家庭への配置・小売販売を行っております。「卸売部門」は、同業他社等への卸売販売を行っております。「売水事業部門」は、ミネラルウォーターの製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

全社資産、全社負債については報告セグメントに配分しておりません。事業管理上、費用と資産、負債の配分基準は異なる基準を用いております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計額 (注) 2		
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計				
	小売部門	卸売部門						
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,898,901	663,466	600,465	5,162,833	3,415	5,166,248		
計	3,898,901	663,466	600,465	5,162,833	3,415	5,166,248		
セグメント利益 又は損失 (△)	△5,507	71,446	5,255	71,193	—	71,193		
セグメント資産	1,827,026	156,600	803,244	2,786,871	1,090	2,787,961		
セグメント負債	803,334	56,661	65,557	925,553	5,715	931,268		
その他の項目 減価償却費 有形固定資産及び 無形固定資産の増 加	37,471	—	33,408	70,879	—	70,879		
	5,750	—	6,280	12,031	—	12,031		

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計額 (注) 2		
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計				
	小売部門	卸売部門						
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,115,461 —	986,799 —	720,905 33,635	5,823,165 33,635	3,860 —	5,827,026 33,635		
計	4,115,461	986,799	754,541	5,856,801	3,860	5,860,662		
セグメント利益	31,434	143,295	50,846	225,575	—	225,575		
セグメント資産	1,744,582	132,197	853,800	2,730,580	1,067	2,731,647		
セグメント負債	838,228	80,178	115,973	1,034,380	6,217	1,040,597		
その他の項目 減価償却費 有形固定資産及び 無形固定資産の増 加	36,678 6,228	— —	31,944 36,736	68,622 42,964	— —	68,622 42,964		

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	5,162,833	5,856,801
「その他」区分の売上高	3,415	3,860
セグメント間取引消去	—	△33,635
財務諸表の売上高	5,166,248	5,827,026

(単位：千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,786,871	2,730,580
「その他」区分の資産	1,090	1,067
全社資産	1,636,782	2,440,928
財務諸表の資産	4,424,744	5,172,576

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運転資金及び本社固定資産等であります。

(単位：千円)

負債	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	925,553	1,034,380
「その他」区分の負債	5,715	6,217
全社負債	1,697,258	1,685,112
財務諸表の負債	2,628,526	2,725,709

(注) 全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない本社借入金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	70,879	68,622	—	—	14,349	10,518	85,228	79,140
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	12,031	42,964	—	—	7,422	18,930	19,453	61,894

(注) 減価償却費の調整額は、本社建物等であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社設備等であります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものはありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	9,024	—	—	—	9,024

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	33,084	—	—	—	33,084

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

役員及び主要株主等

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	212.77円	242.35円
1株当たり当期純利益金額	1.19円	10.51円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	10.48円

(注) 1. 前事業年度は潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	10,048	94,568
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,048	94,568
普通株式の期中平均株式数（千株）	8,420	8,995
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（千株）	—	26
（うち新株予約権（千株））	—	(26)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（前事業年度297,216株、当事業年度269,346株）

また「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(前事業年度319,344株、当事業年度284,362株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,253,128	20,478	60,528 (10,567)	1,213,078	731,731	28,747	481,346
構築物	116,044	1,043	800 (0)	116,287	103,743	2,899	12,543
機械及び装置	106,852	—	205 (25)	106,647	85,829	6,668	20,817
車両運搬具	345	—	—	345	344	—	0
工具、器具及び備品	82,645	812	773 (179)	82,684	80,791	1,783	1,892
土地	1,310,379	—	111,572 (22,312)	1,198,806	—	—	1,198,806
リース資産	31,293	12,840	22,290	21,842	6,737	4,190	15,105
有形固定資産計	2,900,689	35,173	196,169 (33,084)	2,739,692	1,009,179	44,288	1,730,512
無形固定資産							
ソフトウェア	13,002	—	—	13,002	9,791	1,339	3,210
リース資産	155,593	26,721	4,907	177,407	119,312	33,281	58,095
水道施設利用権	3,953	—	—	3,953	2,783	230	1,170
電話加入権	6,750	—	143	6,606	—	—	6,606
無形固定資産計	179,299	26,721	5,050	200,970	131,887	34,851	69,083

(注) 1. 当期減少額の()書は内書で減損損失によるものであります。

2. 当期増加額の主なものは次の通りであります。

建物 上屋増設工事（半田プラント） 14,200千円

リース資産（無形） 売水事業部システム 19,257千円

3. 当期減少額の主なものは次の通りであります。

土地 中川営業所売却 89,260千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	830,000	710,000	0.33	—
1年以内に返済予定の長期借入金	180,300	193,974	0.38	—
1年以内に返済予定のリース債務	31,123	20,297	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	330,640	301,746	0.38	2022年～2025年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,901	35,978	—	2022年～2026年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,392,964	1,261,996	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	116,662	99,972	70,038	15,074
リース債務	12,262	10,676	9,240	3,800

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,851	6,094	393	5,515	10,036
賞与引当金	122,220	162,270	122,220	—	162,270
返品引当金	9,557	11,527	—	9,557	11,527
株式給付引当金	22,224	5,986	978	—	27,232

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）欄の金額は、洗替戻入額であります。

2. 返品引当金の当期減少額（その他）欄の金額は、洗替戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2021年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次の通りであります。

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,377
預金	
当座預金	321,699
普通預金	912,052
定期預金	197,538
定期積金	17,700
別段預金	7,356
小計	1,456,346
合計	1,457,724

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社岩手中京医薬品	13,499
合計	13,499

期日別内訳

期日	金額（千円）
2021年4月	4,397
5月	3,697
6月	5,404
合計	13,499

③ 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ピップ株式会社	16,405
森川産業株式会社	9,626
株式会社コマツインターリンク	5,045
白十字販売株式会社	731
抗菌化研株式会社	660
合計	32,469

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2021年 4月	26,881
5月	3,644
6月	1,942
合計	32,469

④ 売掛金

相手先	金額（千円）
ピップ株式会社	16,453
株式会社イズミック	16,159
三菱食品株式会社	6,958
国分中部株式会社	5,144
森川産業株式会社	5,089
その他	326,434
合計	376,239

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
373,328	4,303,652	4,300,741	376,239	91.9	31.7

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

⑤商品及び製品

区分	金額（千円）
商品	
常備配置薬	56,496
保健品	119,878
ドリンク	41,720
医療品	29,003
日用雑貨	84,369
生活流通・その他	129,173
小計	460,641
製品	
壳水	1,644
小計	1,644
合計	462,286

⑥ 委託商品

区分	金額(千円)
常備配置薬	305,476
保健品	24,470
ドリンク	44,829
医療品	74
日用雑貨	25,078
その他	14,191
合計	414,121

⑦ 仕掛品

区分	金額(千円)
売水	98
合計	98

⑧ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料及び貯蔵品	
ボトル	512
サーバー	22,729
その他	26,756
合計	49,998

⑨ 支払手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
シャディ株式会社	52,551
新光株式会社	21,450
栄新薬株式会社	16,198
森川健康堂株式会社	15,946
株式会社三協	14,924
その他	58,574
合計	179,645

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年4月	125,168
5月	27,345
6月	27,131
合計	179,645

⑩ 電子記録債務

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
新生薬品工業株式会社	34,117
タムラ活性株式会社	21,717
株式会社フジ医療器	16,645
抗菌化研株式会社	13,302
田村薬品工業株式会社	12,311
その他	37,579
合計	135,674

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2021年 4月	59,496
5月	50,139
6月	26,038
合計	135,674

⑪ 買掛金

相手先	金額（千円）
栄新薬株式会社	13,820
株式会社フジ医療器	11,505
株式会社ミツウロコビバレッジ	9,886
株式会社グローバル・ジャパン	8,707
タムラ活性株式会社	7,891
その他	63,283
合計	115,094

⑫ 長期末払金

品目	金額（千円）
役員退職慰労金	178,120
合計	178,120

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	1,469,402	2,990,881	4,716,771	5,827,026
税引前四半期（当期）純利益金額（千円）	96,146	125,111	382,764	204,053
四半期（当期）純利益金額（千円）	51,973	62,428	231,391	94,568
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	6.15	7.37	26.55	10.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	6.15	1.23	18.34	△15.21

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部 (特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として定める金額。 (注)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.chukyoyiyakuhin.co.jp/kigyou/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 株式取扱規則第24条に基づき、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額であります。

(算式) 第14条に定める1株当たりの買取単価または第20条に定める1株当たりの買増単価に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円といたします。

単元未満株主の権利制限

当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 定款第11条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第42期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日東海財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2020年8月5日東海財務局長に提出

事業年度（第38期）（自 2015年4月1日 至2016年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

事業年度（第39期）（自 2016年4月1日 至2017年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

事業年度（第40期）（自 2017年4月1日 至2018年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

事業年度（第41期）（自 2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

事業年度（第42期）（自 2019年4月1日 至2020年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第43期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日東海財務局長に提出

（第43期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日東海財務局長に提出

（第43期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日東海財務局長に提出

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2020年8月5日東海財務局長に提出

（第40期第1四半期）（自 2017年4月1日 至2017年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

（第40期第2四半期）（自 2017年7月1日 至2017年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

（第40期第3四半期）（自 2017年10月1日 至2017年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

（第41期第1四半期）（自 2018年4月1日 至2018年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

（第41期第2四半期）（自 2018年7月1日 至2018年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

(第41期第3四半期)（自 2018年10月1日 至2018年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

(第42期第1四半期)（自 2019年4月1日 至2019年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

(第42期第2四半期)（自 2019年7月1日 至2019年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

2020年8月5日東海財務局長に提出

(第42期第3四半期)（自 2019年10月1日 至2019年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 臨時報告書

2021年6月28日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月2日東海財務局長に提出

2020年6月26日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(8) 有価証券届出書及びその添付書類

2020年8月7日東海財務局長に提出

2021年1月8日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社中京医薬品

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩幸 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京医薬品の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

卸売部門に関する直送取引の期間帰属の適切性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社中京医薬品の当事業年度の営業利益225,575千円のうち、卸売部門のセグメント利益は143,295千円であり、全社営業利益の64%を占めている。また、卸売部門のセグメント売上高986,799千円のうち、688,912千円が直送取引に係る売上高であり、卸売部門のセグメント売上高の70%を占めている。</p> <p>商品の売上については、実現主義の原則に基づき、財の引渡し又はサービスの提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上高が認識される。株式会社中京医薬品は直送取引について、仕入先の顧客に対する出荷日付（納品書上の納品日）で、顧客への納品が完了したものとして売上高を計上している。</p> <p>直送取引については、主に以下の理由から顧客への納品が未了であるにもかかわらず、不適切な会計期間に売上が計上されるリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">・直送取引においては、顧客への出荷作業を外部の仕入先が行うため、顧客への納品の事実を適時に認識できない可能性があること・顧客からの返品があった場合に、商品は仕入先へ返送されるため、適時に返品の事実を認識できない可能性があること <p>以上から、当監査法人は、卸売部門の直送取引に係る売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、卸売部門の直送取引に係る売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>直送取引に係る売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none">・売上計上が仕入先から入手した納品書に基づいて計上され、上長が納品書の内容を確認する統制・返品処理が顧客から送付される返品依頼書に基づいて計上され、上長が返品依頼書の内容を確認する統制 <p>(2) 適切な期間に売上計上されているかの検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、受注から売上計上までの期間の長さ、代金回収状況等を踏まえて、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・期末日前一定期間に計上された直送売上について、仕入先から入手した納品書に記載の日付と売上計上日付とを照合した。・当事業年度末日付で、直送取引に係る顧客への売掛金の残高確認書を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と一致しているか否かを照合した。・当事業年度末日後に処理された重要な返品高について、返品計上日付と返品依頼書日付とを照合した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中京医薬品の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社中京医薬品が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長米津秀二及び最高財務責任者飯田亨は当社の第43期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長米津秀二及び最高財務責任者飯田亨は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当事業年度の売上高の最も高い事業拠点が当事業年度の売上高の概ね2／3に達しているため、当該事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係るプロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価の対象として追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。